■ 2017.11.15　No191

脱原発情報

発行　双葉地方原発反対同盟　　責任者　石丸小四郎
970 － 8026　いわき市平童子町３－６　Ⅱ 903
TEL・FAX　0246-25-7737　携帯　090-4477-1641
E-mil：ishimaru19430106@gmail. com

福島原発事故刑事裁判の争点
被告達の“ちゃぶ台返し”とは！

６月 30 日、勝俣、武黒、武藤の東電旧経営陣３被告の刑事責任を問う「福島原発事故刑事裁判」第１回公判がようやく開かれた。来年１月には証人調べが始まる。ここで裁判の争点を考えてみた。

第一の争点は**「大津波による原発事故は予見できたか」**どうかである。被告３人は、国（文科省に設置）の地震調査研究推進本部が 2007 年に出した**「津波長期評価 15.7 ㍍は信頼出来ず、予見できなかった」**であると主張。

一方、住民側は「東電の津波対策を担当していた土木調査グループは、同じく最大 15.7 ㍍の津波を試算し、具体的な対策を取るべきことを報告していた。ところが３被告はその重大性を知りながら、何ら対策を取らなかった」と主張。

第二の争点は**「事故は防げなかったかどうか」**である。

３被告は「試算通り防潮堤を設置していても事故は防げなかった。津波は南側から敷地を襲う」と検察に言い不起訴理由の根拠になっていたからである。住民側は「防潮堤建設や設備の高台移転などの対策を取り、運転を停止すれば事故は防げたはず」と主張。

第２回裁判は、この「証人調べ」に入る。

当時、東電は防潮堤を設計する子会社「東電設計」に対し、それを依頼していた。

2008 年４月 18 日に同子会社は**（資料１）**の**「防潮堤設計図」**を提出した。それによると「１～４号機、南側側面から東側全面を囲うように 10 ㍍の防潮堤を設置すべきこと。５～６号機の原子炉建屋を東側全面から北側側面を囲うように防潮堤を設置すべきこと」を報告していた。この**「建屋を覆うように南北に設置させること」**が極めて重要である。

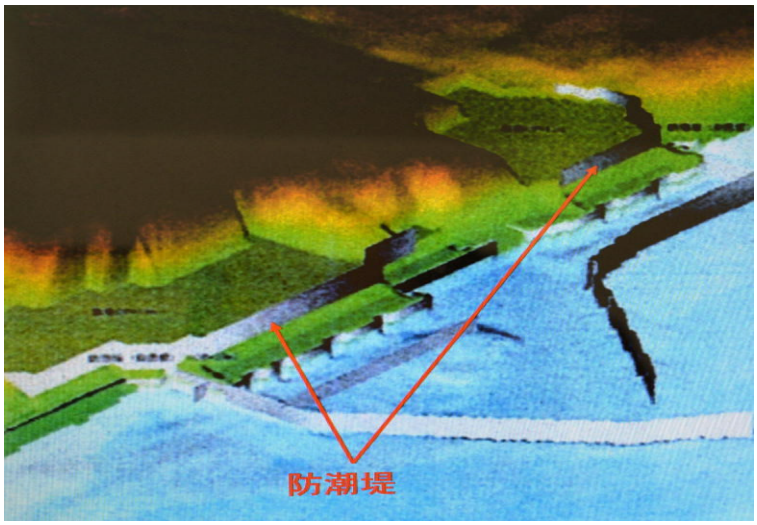

（資料１）　東電設計が提出した「防潮堤設計図」

第一原発の原子炉建屋は海抜 10 ㍍にあり、ここに 10 ㍍の防潮堤を造れば海抜計 20 ㍍になる。設計図通りに建設すれば実際の津波（15.5 ㍍前後）は防げたからである。

同年７月 18 日、すでに決定していた防潮堤建設を“ちゃぶ台返し”(注１)したのは何故だったのか？

被告３人は 2007 年に柏崎刈羽原発が中越沖地震に襲われ、多額の工事費がかかり経営を圧迫していた財務状況にあったからだった。

既報Ｎｏ 187（資料２）には「この折れ線グラフの中に真実が見えてくる」とある。

このことこそが決定的要因だったのだ。

採取土壌セシウム328，000Bq/kg！！

国道114号線通行禁止解除の区間を測定（その2）

文責　斉藤章一

前回に引き続き、川俣～浪江区間の通行止めが解除となった国道１１４号線の、放射線空間線量測定及び採取した土壌の検査結果について報告します。

国道114号線通行解除区間放射線量調査　2017年10月1日　天候晴れ

No	調査場所	測定高1cm	測定高1m	測定地形状	土壌採取No	緯度	経度
1	川俣役場	0.07	0.06	粗砂			
2	山木屋	1.06	0.62	雑地			
3	津島堺	2.26	1.64	雑地	1	37.559	140.748
5	津島バイパス左側	2.71	1.92	雑地	2	37.559	140.762
6	津島バイパス地蔵	2.13	1.82	雑地	3	37.560	140.762
8	赤宇木右側	5.80	4.05	雑地	4	37.564	140.805
10	昼曽根左側	6.93	3.41	雑地	5	37.515	140.891
11	大柿ダム左側	6.95	4.79	雑地	6	37.515	140.891
12	立野根岸	1.56	1.46	草地			
13	川添	0.30	0.35	草地			

（資料２）最高値は4,79μSv/h（１m）と非常に高い値だ

（資料２）通行止めになっていた No3 の津島境で既に 1.64 μ Sv/h と放射線管理区域基準値の３倍近い線量である。ここから線量率はどんどん上昇し大柿ダムで最高値の 4.79 μ Sv/h を記録した（測定器は ALOKA TCS-172 を使用）。

（資料３）採取土壌は独協大学国際疫学研究室福島分室で分析していただいた。

乾燥土壌の最高値は　328,000Bq/kg と驚きの数値で 2011 年 8 月を 100 %として現在はその約 30 %に減衰した値でこれである。今後この値が半分に減衰するのは 20 年後の 2037 年、平成 49 年である。チェルノブイリ原発事故で汚染されたウクライナやロシアの移住義務ゾーンは 55 万 5000Bq/㎡となっているが、乾燥前の湿潤状態の値でも 20 年後においてさえ 410 万 Bq ／㎡（Bq/kg ＝＞ Bq/㎡換算値）と移住義務ゾーンの約 8 倍にもなるので 100 年待たないとロシアの移住義務ゾーンを下回ることはない。私たちは調査のため下車し、土壌採取などを行ったが、車で通行される際には汚染・被爆防止のための十分な注意が必要である。（徒歩、自動 2 輪車などは現在も通行不可）このような高汚染地域に一般車を通行させることに疑問を禁じえない。

試料名	試料の写真	測定日	測定時間[秒]	放射性セシウム濃度測定結果[Bq/kg] 湿潤状態	乾燥状態	検出限界値[Bq/kg]
国道114号線 No.1		2017/10/29	600	10,610	14,787	5
国道114号線 No.2		2017/10/29	600	66,824	88,298	5
国道114号線 No.3		2017/10/29	600	22,518	34,249	5
国道114号線 No.4		2017/10/29	600	126,172	328,496	5
国道114号線 No.5	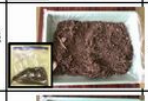	2017/10/29	600	177,259	247,400	5
国道114号線 No.6		2017/10/29	600	18,838	23,769	5

（資料３）乾燥土壌の放射性セシウムは約33万Bq／kgに達する

福島原発事故を考える(6)
総括的考察の前提「県民健康調査」の経過と問題点(その2)

金沢市　川上　義孝(医師)

前回の「県民健康調査の成立の過程に現れた、国と県当局の原発事故・放射線被曝による県民の生活と健康の危機に対する理解の浅薄さ」の問題提起に続き川上医師の提起を掲載します。

2011 年 6 月 18 日、第 2 回「検討委員会」終了後に公表された「県民健康管理調査の概要」に示された「調査目的」は「原発事故に係る県民の不安の解消、長期にわたる県民の健康管理による安全・安心の確保」を掲げている。　日野行介氏は「この調査目的は『被害がないことを前提している』との批判を呼び、調査に対する根本的な不信を生み出すことになった」と報告している。確かに、原発事故による放射能拡散をくい止める有効な方策がないまま放置されている状況下において「県民健康調査の目的は、県民の長期にわたる安全・安心の確保にある」と規定するのは、“原発事故は、そもそも安全であり心配しなくともよいのだが、県民の多くは理解できずにいるから、調査をして、安全であることを県民が理解できるように証明してやるのだ”ということになりはしまいか。極端にいうならば「検査の結果が初めから県民が安心できるものに決まっている」ということになり、由々しき問題となる。

実際上の問題としても、「県民健康調査」の検討委員会が、度々“非公開”で行われたことがあり、“何故、公開で検討委員会が開かれないのか”と問題になったことがある。“予想していたのに対し、都合の悪い検査結果が出たために、発表をどうするかの検討のためだったのではないか”と勘繰られてしまい「県民健康調査」の結果に不信感が出てしまう。現実的にも、このようなことが起こってしまっているのではあるまいか。

福島県小児甲状腺がん検査まとめ(2017年3月31日現在)

甲状腺癌及び疑い								
191人								
1先行検査			2本格検査			3本格検査		
116人			71人			4人		
手術前	手術後		手術前	手術後		手術前	手術後	
14人	102人		22人	49人		2人	2人	
	乳頭癌	低分化癌		乳頭癌	低分化癌		乳頭癌	低分化癌
	100人	1人		48人	0人		2人	0人
	その他の癌	良性結節		その他の癌	良性結節		その他の癌	良性結節
	0人	1人		1人	0人		0人	0人

作成：福島原発事故の真実と放射能健康被害★
http://www.sting-wl.com/fukushima-children13.html

(資料４) 福島小児甲状腺がん検査結果

(掲載資料は編集部による)

次号に続く

《一休み》

一般報道では、“概ね 100 ミリシーベルト以下”の低線量放射能被曝に対する健康上の“無害説”が、世界の原発推進グループ(ICRP.IAEA.WHO … etc)や日本国政府・原子力産業・原発誘致自治体などから、口走られていることが多い。

しかし、世界的な現実としては、――**原水爆実験・原発事故・その他の放射能事故の頻発により――数 10 ミリシーベルトの低線量被曝によるがん・白血病・免疫疾患などの放射能被害**の報道も多くなっている。＜ 100 ミリシーベルト以下の放射能被曝は安全＞という見解は、低線量被曝は、病気の発症が晩発的で、時に 10 年以上経過して発生するとこともあるというように、発病までに時間がかかることが多い。また、病気の原因に放射能被曝によることを示す特徴がないということを、主な理由…隠れ蓑とした偽りの宣伝である。

明らかにされない事実からは 県民の健康といのちは守れない！

千葉　親子

１０月２３日、４ヶ月ぶりに開かれた「第２８回県民健康調査検討委員会」は「小児甲状腺がんは、なお原発事故との因果関係は認めにくい」とした。

任期満了に伴う委員改選があり、新メンバーによる初の委員会で座長に星北斗氏が再選された。甲状腺評価部会に専門家が少ないとの意見が

（資料５）記者会見で答弁する星北斗委員長

	B・C判定	2次検査受診者	診断確定	診察不要（ア）	診察必要	経過観察（ウ）	穿刺細胞診 受診者数	穿刺細胞診 経過観察（エ）	穿刺細胞診 悪性疑い（イ）
1巡目	2,293	2,130	2,090	711	1,379	831	547	431	116
	実施率	92.9%	98.1%	34%	66.0%	60%	39.7%	78.7%	21.2%
2巡目	2,227	1,844	1,788	423	1,365	1130	205	129	71
	実施率	82.8%	97.0%	23.5%	76.3%	84.9%	15.0%	64.5%	35.5%
3巡目	718	426	367	36	331	313	18	11	7
	実施率	59.3%	83.8%	9.8%	90.2%	94.5%	5.4%	61.1%	38.8%
合計					3,075	2,151	770	571	194

※2017年6月30日現在
※悪性疑いのうち１人は手術後「良性結節」と診断

保健診療となり、経過観察後に悪性と診断されても報告されていない

（資料６）健康調査の実施状況と統計から外される経過観察者

ありながら、活発に発言をしていた春日文子氏や清水一雄氏などがはずれ、新たな顔ぶれは、甲状線がんの専門家や医療現場の医師のいない状態となり、その指摘に県の担当者は「各推薦団体からの推薦を頂いた」と答えた。多発している状態の小児甲状線がんに、県が真摯に取り組んでいる姿がみえない。

また、今回からデーターの公表が４地域にまとめて示された事と、二次検査以降の症例が保険診療となり、その後、がんと診断されても把握できないでいるとの指摘に対して、星座長は「５９市町村別だと個人が特定されると聞いている」「保険診療は医師と患者の信頼関係、そのデータを無理やりよこせと言えない」と無責任とも取れる発言だった。　経過観察となり統計から外れるような仕組みが罹患者の過小評価となり、実態を分からなくしている。

＜悪性または疑い 194 人に＞

今回公表されたデータによると新たに３人が増え、３巡目の検査で前回の４人に合わせ７人となった。１巡目からの、悪性又は悪性疑いは１９４人、手術を終えた１５４人ががんと確定した

県民健康調査の現場では市民団体や患者家族から甲状腺検査の拡充と拡大を求める声に反し「検査により不安をあおる」などと検査の縮小・廃止の方向にある。「チェルノブイリよりも被ばくが少ない」「発がんまでの期間が短い」「事故時５歳以下の子どもの発見がない」として「放射能の影響は考えにくい」と結論付けてきたが、６年８ヶ月過ぎた今、その根拠がひとつずつ崩れてきている。

＜日本政府原発事故対応で国連が人権侵害勧告＞

11 月 14 日ジュネーブで開かれていた国連人権理事会で、「日本政府は、福島原発事故の被害を受けた女性・子どもたちを犠牲にしている」自らが署名している国際的な人権条約を守らず、国際的な公衆被ばく限度である年間１ミリシーベルトを上回る放射能に汚染された地域への帰還政策は人権問題が伴う。（福島県は 20 ミリシーベルトでの帰還政策を受け入れ進めている）「今すぐに、被害者とりわけ女性・子どもの人権侵害の現状を是正すべき」と訴え、日本政府がこれらの勧告を受け入れる事を求めている。

今も続く被ばくを放置したまま、復興の声を高くしても、事故現場は過酷な状況が続き、県民や原発被災者の声が反映されず真実が明らかにされない状態が続いている。

事故後３７回目　東電交渉 報告

事故後再開 37 回目の東電交渉は 10 月 31 日行われた。前々回（7 月 18 日）の「川村会長のトリチウム汚染水海洋放出発言と同汚染水の安全保管を求める」要請書に対する再質問等で行われた。

（資料７）　　東電渉外担当者

ハイライトのみ掲載する。

(1)川村会長発言「もう判断している」について。

（諸団体） 7 月 13 日までの報道機関のインタビューに対し、トリチウム汚染水の海洋放出について同会長は「もう判断している」と述べ、海に放出することを発言している。これに対し福島県漁連、全国漁業協同組合連合会、福島県及びいわき市長（県民・市民の代表）は厳重抗議している。改めて撤回を申し入れると共に「不適切であった」と言うべきだ。

（東電） 発言の趣旨はそうではない。前回と同じ回答だ。これを報じた新聞社は１社だけで趣旨は全体に伝わっていると思う。

（諸団体） 前回「その１社に聞いたのか？」と聞いている。その結果は？

（東電） それに対する新聞社の回答はなかった。

対立のまま次回に再度回答を求めとした。

（２）川村会長発言に「海洋投棄は福島県全体の合意を得ての文言を入れるべきだ」について。

（諸団体）“合意の…”文言はなかった。それを入れるべきだ。

（東電） 本店に伝えたい。

（３）トリチウム汚染水問題について

（諸団体） 先日「特定原子力施設監視・評価検討会」のメンバーが第一原発を視察し「トリチウム水タンクの置き場所がなくなっている」と発言している。汚染水タンクの量と敷地外のフェンスの外側と東電所有面積について知りたい。

（東電） 10 月 23 日現在で容量は 103 万 m ３。タンクは 860 基である。タンクの種類は 1,000 ﾄﾝから 700 ﾄﾝまで色々ある。フェンス外所有地は次回に回答したい。

（諸団体）「地下水バイパス」（原子炉建屋に地下水が入る前に汲み出し目標値を第三者で確認後、海に排出）についてだが、毎日タンク２基分 20 億ﾍﾞｸﾚﾙ排出している。トリチウム、セシウムそれぞれ何ベクレル排出したのか表示して欲しい。

（東電） 検討したい。

（４）労働者被ばく問題について

（諸団体） ホールボディ・カウンター（体内に存在する放射性物質を体外から計測する装置）は何ベクレルなのか？

（東電） 7,500 カウント以上である。

（諸団体） 質問した人物は今日欠席なので、次回に再質問したい。

（５）従事者の死亡問題について

（諸団体） ９月 26 日、第一原発で死亡例があった。原因は何か？

（東電） 労働基準監督署では「持病悪化による死亡」と報告している。昼食休憩後、作業に向かう整備工場で倒れ、ドクターヘリが来たが心肺停止のため救急車で広野町の高野病院に運び死亡診断書が出ている。

（６）その他

①建屋・タービン建屋にある**「高濃度汚染水」**問題について。

②第一原発にある**「高濃度汚濁（おだく）」**問題について。

③同**「1・２号機供用排気筒解体」**問題について。

（①～③までは既報Ｎｏ 190 に掲載している）

④同**「陸側遮水壁」**問題について。

多くの問題が即答できなかったことから「次回、確認して回答したい」とのことなので「陸側遮水壁」のみ６頁に掲載した。

「陸側遮水壁」当初目的が二転三転！

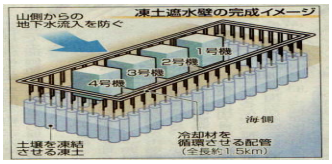

（資料８）　陸側遮水壁

（資料８）の「陸側遮水壁」とは極めて重要な施設である。東電・鹿島建設・政府は「地下水対策の切り札」と言い 345 億円の税金、多額の凍結電気代をかけてきたが、その効果は見られないままである。着工から４年の歳月を迎えた。この問題を東電交渉で追及した。

（諸団体）第 45 回「特定原子力施設・評価検討会」（6 月 28 日）の議事録で更田委員が「東電の説明は人を欺くものだ…いつまで経っても信用されない…余りに稚拙すぎる…」と言われていた。

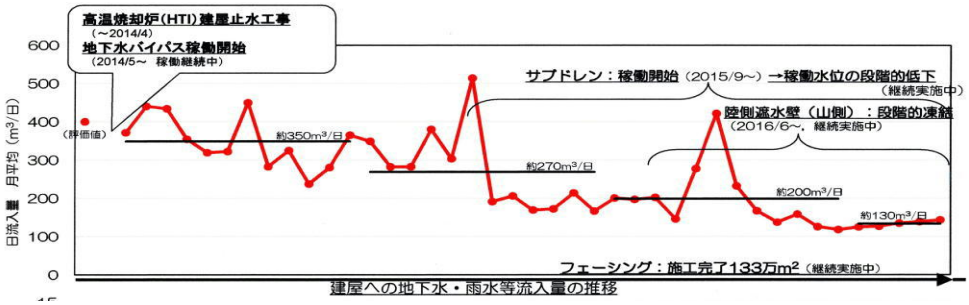

（資料９ ）　建屋への地下水・雨水等の流入量の推移

（資料９）の「建屋への地下水・雨水等の流入量の推移」を見れば「約 130 ｍ³／日」で推移し「陸側遮水壁」の効果は見られない。

「凍結状況」を見ると陸側（西側）７カ所、海側（東側）のトレンチ部分の下が凍っていないことが分かる。「失敗だった」と認めるべきだ。

（東電）現状は…フェーシング（舗装して雨水流入を防ぐ）、地下水バイパス、サブドレン、遮水壁などの**「複合効果」**をめざしている。

（諸団体）東電と鹿島建設は当初**「地下水を堰き止め漏らさない。完全閉合」**となっていた。ところが今年３月段階では**「凍結それ自体を目的としたものではなく、建屋への流入を抑制する対策」**に変わり、今度は複合効果だ、これはごまかしだ！

（東電）この問題は、これまでも何回も答えている。かみ合わないからやめましょう！

（諸団体）そんな訳にはいかない。これを止めなければデブリを舐めた汚染水は際限なく出し続けることになる、たいへんな問題だ！

（東電）それはそうだ。

以上が陸側遮水壁の交渉経過である。

「凍土壁」失敗を識者はこう話している。

①「海側トレンチ」にモルタルが充填され、その下が凍結しないため 126 ｍ²から自由に漏れて出てくる。

②凍結管は 1,550 本、深さ 30 ㍍まで均一打設は無理がある。（土木・地質工学技術者）

③仮に完成したとしても凍結運転７年以上は「経験なし」で計画自体に無理がある。

④地層は複雑に波打ち急流や噴出などがある。

⑤壁の内側は凍らないから湧き出て来る。

この「陸側遮水壁」の失敗の責任は重大である。

神戸製鋼部品　第一原発に納入していた！

神戸製鋼の「製品データ改ざん」問題が明らかになるなか第一原発事故にともない汚染水タンク 860 基（本情報５頁記載）がある。その大半が神戸製鋼の部品が使われていることが原子力規制委員会への申し入れ（グリーンピース・ジャパンなど諸団体）で分かった。発表による同製鋼からは約 730 基の「溶接型タンク」納入されていた。

15 日の新聞では「２・３号機西側２カ所から水が湧出」が報道されていた。今後、注目していきたい。

出典　文献

・（注１）海渡雄一氏：東電株主訴訟弁護団：「脱原発東電株主運動ニュース」に掲載された言葉から。
・（資料１）東電設計が提出した「防潮堤設計図」
・（資料２）編集部
・（資料３）独協大学国際疫学研究室
・（資料４）福島原発事故の真実と放射能健康被害
・（資料５,６）アワプラネット TV
・（資料７）編集部　（資料８）Newton
・（資料９）東京電力 HW